

農業振興地域制度について

(農業振興地域の整備に関する法律)
(簡易版)

令和2年4月

広島県就農支援課

食料自給率

令和2年3月閣議決定の「食料・農業・農村基本計画」で示されたデータによると、日本の食料自給率は、平成30年度で、

供給熱量ベースの食料自給率は、37%

生産額ベースの食料自給率は、66%

となっています。

⇒令和12年度の目標をそれぞれ 45%, 75%に設定

食料自給率を上げるためには、何が必要でしょうか？

Answer

- ① 農地の総量の確保
- ② 効率的な利用

.....農業振興(まず農地)が必要

農業振興地域制度の目的

- ・農業の振興を図るべき地域を明らかにする。
- ・土地の有効利用と農業の近代化を計画的に推進する

I-1 農業振興地域と農用地区域

農業振興地域及び農用地区域の概念図



I-2 地域区分（参考）

- ・都市計画区域

市町村の中心部を含み、一体的に整備・開発・保全する必要がある区域。

- ・市街化区域

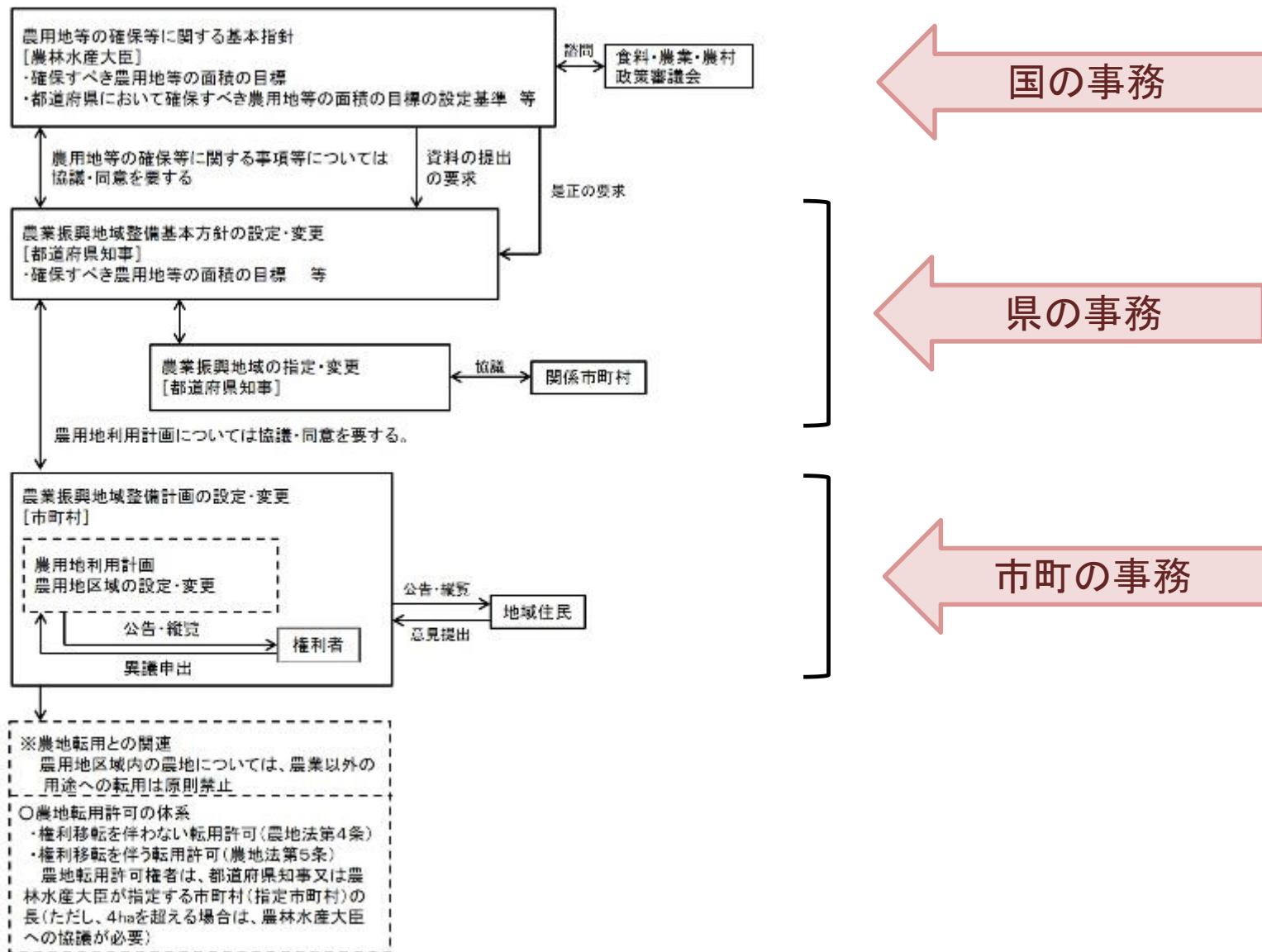
都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的にかつ計画的に市街化を図る区域。

- ・市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域。この区域では、原則として用途地域を定めない。開発行為などの制限がある。

（積極的に農業振興地域に位置付けるべき土地）

Ⅱ-1 農業振興地域制度の体系



I-1 農業振興地域の設定と変更（具体的な指定の表記）

具体例（福山市）

名称	変更後の区域
福山農業振興地域	<p>福山市のうち、別図で黄色に着色した部分（昭和五十七年広島県告示第千三百十八号、平成三年広島県告示第千七百十三号、平成四年広島県告示第九百五十二号、平成六年広島県告示第三百六号、平成八年広島県告示第八百三十八号、平成十二年広島県告示第八百九十八号、平成十七年広島県告示第百二十八号及び平成二十四年広島県告示第百七十八号で定められた都市計画の市街化区域及び大門町野々浜のうち市街化区域界、県境及び海岸線に囲まれた区域）、緑色に着色した部分（平成二十四年広島県告示第三百七十八号で定められた都市計画の市街化区域から市街化調整区域に変更した区域の一部の区域）、茶色に着色した部分（市街化区域に囲まれた部分に該当する区域）、紫色に着色した部分（平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号七〇二、七〇四から七一五まで、七二九から七四三まで、「ただし、七四二のイを除いた区域」、七五〇から七五三まで、七五五、七五八から七七五まで、七七七から七八一まで、七八九から七九一まで）、赤色に着色した部分（昭和五十年一月一日に福山市に編入された深安郡加茂町のうち、昭和四十三年農林省訓令第四十五号に基づき定められた民有林の林班番号一一、一三、一五の区域）、桃色に着色した部分（瀬戸内海国立公園第一種及び第二種特別地域）、黄緑色に着色した部分（山野峡県立自然公園の区域）及び青色に着色した部分（昭和四十四年広島県告示第百八十六号及び昭和四十九年第六百四十五号、昭和二十九年広島県告示第百号、平成十三年広島県告示第三百三十七号で定められた港湾法に基づく港湾区域、昭和四十年広島県告示第六百七十二号、昭和四十一年広島県告示第千三十号、昭和四十一年広島県告示第千三十一号、昭和五十年広島県告示第百八十八号、昭和五十三年広島県告示第百三十六号、昭和五十四年広島県告示第百二十六号、昭和五十五年広島県告示第百二十二号、昭和六十二年広島県告示第七百八十四号、昭和六十三年広島県告示第千八十六号及び平成元年広島県告示第千七十八号で定められた港湾法に基づく港湾隣接区域）に該当する土地の区域を除いた区域（別図略）</p>

広島県告示第百二十七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定によつて、平成十八年広島県告示第千十六号で指定した農業振興地域の区域を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産局農業技術課に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日

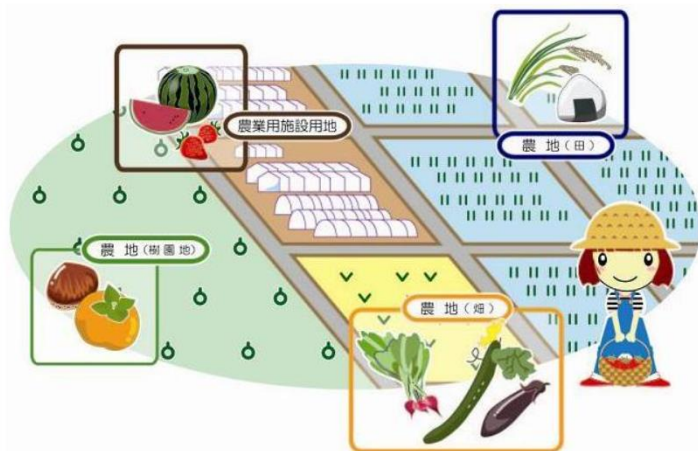
広島県知事 湯崎英彦

Ⅱ-2 農業振興地域整備計画

農業振興地域整備計画(市町村が定める)

農業振興地域整備計画は、おおむね10年先を見据えて、市町村が定める公的な計画です。(都道府県知事と協議が必要。)市町村はこの計画の中で、都道府県知事が定めた農業の振興を図るべき地域を、今後 農業用に活用する区域と非農業用の区域に区分します。(農業用に区分された土地を「農用地区域」といいます。)

農用地区域では農業生産基盤の整備など、農村集落などの非農業用の区域では生活環境の整備などの農業の振興に関する各種施策の実施を定めます。



県内では、府中町、海田町、坂町を除くすべての市町で農業振興地域整備計画が策定されています。

まずは、自分の市町の農業振興地域整備計画書を見てみましょう。

市町の農業振興に関する方向が書かれています

Ⅲ-1 農用地区域

農用地区域

農用地区域は、市町村が今後農業上の利用を図るべき区域として、農振法の条件等に基づき農業振興地域整備計画に定めた区域です。農用地区域の設定(変更)は、地権者等の申請により行われるわけではありませんので、ご注意ください。

⇒ 実務上は、県内すべての市町で申出書を徴取されています。

農用地区域は、市町村が今後農業上の利用を図るべきとして定めた区域ですので、税制上の優遇措置が講じられたり、農業に関する公共投資やその他農業の振興に関する施策が、農業振興地域整備計画に基づき集中的かつ計画的に実施されます。

農用地区域として設定された場合、非農業的土地利用が制限され、原則として **農地転用ができません**。

農用地区域からの除外には、農振法で定められた要件を満たす必要があります。

農地転用って何？

農地を農地以外にすること……農業委員会の許可が必要です。

(4haを超える場合は、県知事の許可)

Ⅲ-2 農用地区域の設定

農用地区域に設定する土地の条件は次のとおりです。

- ① 10ヘクタール以上の集团的農用地
- ② 農業生産基盤整備事業の対象地
- ③ ①や②の土地の保全または、利用に必要な土地(水路, 農業用道路等)
- ④ 農業用施設用地(2ヘクタール以上または①か②に隣接するもの。)
- ⑤ 地域の特性に即した農業の振興に必要な土地
(野菜・果樹などの産地形成に必要な農地、保存すべき棚田など)
(中山間地域等直接支払交付金の対象地等もここに当たります)

農用地区域に含めない土地

- ① 非農用地区域(土地改良法第7条第4項)
- ② 優良田園住宅促進法に基づき整備される優良田園住宅の用地
- ③ 農村産業法、地域未来投資促進法等の地域整備法に基づき整備される施設の用地(ほ場整備事業等の面的整備を行って8年を経過していない土地を除く)
- ④ 公益性が高いと認められる次の施設
道路, 河川, 鉄道等の線的・点的施設, 携帯電話基地局 等

Ⅲ-2 農用地区域の表記（例）

具体例（広島市）

（別表1：農用地区域とする土地）

【沼田地区(A)】

地区記号	農用地区域とする土地 <small>（※は、ほ場整備実施農地）</small>	
A (沼田)	安佐南区沼田町 大字阿戸	
	大原	7-1, 8-1, 9-1, 10-1, 10-2, 33, 41, *45-3, 46-2, 48, 50, 51-1, *55-1, *55-2, *55-3, *58-1, 60, *70-1, *74-1, *76-1, *78-1, *82-1, *85-1, *86-1, 90-1, 91-1, 92-1, 93-1, 94-1, *115-1, *117-3, 121-1, 123-1, 124, 126, 128-1, 129-1, 133, 134, 136-1, 137-1, *138-4, 143-1, *144-5, *158-5, *158-6
	田鶴ノ木原	168-1, *171-5, *171-6, *171-7, *174-3, *177-4, 184-1, *190-1, *191-1, *194-1, 197-1, 202-1, 203-1, 204-1, 205-1, 甲 206, 207, 228-1, 229-1, *231-1, *232-1, *233-3, *234-3, *242-3, *243-3, 251-1, *253-5, *255-5, *262-4, *263-5, 266-1, 267-1, *272-1, *272-2, *273-3, *277-4, *279-1, *280-1, 290-1, 290-3, 296-1, 甲 297, 301, 303, 307, 308, *316-1, *324-4, *328-3, *329-3, 334-1
	中谷郷	342-6, 345-1, 346-1, *348-1, *349-1, 350-4, 351-1, *353-1, *354-1, *358-3, 362-1, 364-1, 365-2, 365-3, 367-1, 371, 372, *376-1, *376-2, *385-1, 388-1, 389-1, 390-1, 391, 甲 392, 乙 392, *393-3, *393-4, *395-1, *396-4, *401-3, 乙 402, *403-1, *404-1, 乙 405, 406-1, 411-2, 414-1, 414-2, 415, 417, 418, 421, 乙 422, 423-2, 424, 426-1, 427, 429-1, *431-3, 433-3, *433-4, 434-2, 440, 441, 442, *450-4, *451-1, 456, 457-2, 458-1, 459, *460-1, *467-1, *468-1, *468-2, 480-1, 482-1, 483, 485-1, 486-3, 487-1, 492, 493, *496-4, *500-6, *505-5, 510, *512-1, 518-1, 519-1, 520-3 ※ただし、458-1については別図で示す斜線部分を除く土地
横枕郷	*534-2, *534-3, *535-3, *537-4, 538-2, 539-1, 543-3, *543-8, *544-1, *545-1, *546-1, *547-4, 549-1, 552, 556-1, 557, 558, 559, 560, *561-1, *562-1, 563, 564, 甲 565, 565-1, 568, 569, 571, *574-3, *575-3, *576-3, *580-4, *581-3, *582-3, *583-3, 590, 乙 591, 598, 599, *600-3, *601-3, *602-3, *608-3, *611-1	

Ⅲ-3 農用地区域から除外

農用地区域からの除外するには最低限、次の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 必要性、緊急性が高く、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
- ② 農地の集団性、効率的な土地利用に支障がないこと。
- ③ 認定農業者、特定農業団体や特定農業法人等の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④ ため池、水路、農道等への支障がないこと。
- ⑤ 土地改良事業等の完了後、8年を経過していること。

例えば、

- ・ 何年か先に家を建てたいといっても、緊急性がないので農用地区域から除外できません。
- ・ 農地転用許可基準に合致していない(農地転用許可ができない)土地は、必要性がないため農用地区域から除外できません。
- ・ 農用地区域以外でも設置が可能な土地があるにもかかわらず、農用地区域に設置する施設は、代替性すべき土地がないとは言えないため農用地区域から除外はできません。
- ・ 認定農業者が集積したいと考えている土地は農用地区域から除外できません。

農用地区域からの除外がされないと農地転用許可ができません。農振除外と農地転用許可は表裏一体の関係にあると言えます。

IV-1 農業振興地域整備計画の変更手続き

